

独立行政法人労働者健康安全機構における研究者等の人材活用等に関する方針

平成30年12月21日

独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）は、職場における労働者の安全と健康の確保に資する調査研究を行うことを目的として、労働安全衛生総合研究所（以下、「研究所」という。）を設置及び運営している。

その調査研究は、理学、工学、医学、健康科学等様々の観点から総合的・専門的に行い、行政施策の立案・実施に科学技術的側面から貢献するとともに、事業場の安全衛生の確保・向上が図られるように努めている。

したがって、機構が社会の要請に応える研究成果を上げるためには、研究所の研究者の能力が研究業務に十分に発揮されるような研究環境を整備していくことが重要である。

また、研究所において、研究活動をより一層推進するためには、外部から卓越した研究者等の招へいや民間企業の研究所等を含む他の研究機関との人事交流等を進める必要がある。

以上を踏まえ、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）」に基づき、研究者等の人材の活用等に関する方針を下記のとおり定める。

記

1 研究開発等の推進における若年研究者等の能力の活用に関する事項

(1) 若年研究者の自立と活躍の機会を与える仕組みの導入

- ① 新規採用研修及び研究倫理に関する研修等各種研修、研究討論会、研究発表会等の実施により、若年研究者の資質向上に努める。
- ② 新たに採用した若年研究者に対して、研究業務等に関する助言を行うチューターを配置する。
- ③ 災害調査に積極的に参画させる等により、若年研究者に産業現場の実態について経験を積ませるよう努める。
- ④ 若年研究者に国内外の学会での研究発表や研究所内外での共同研究の実施を促進するよう努める。

(2) 女性研究者の能力の活用のための取り組み

育児休業、育児部分休業、フレックスタイム等の各種制度を活用して、育児と研究の両立を図るための環境整備に努める。

(3) 外国人研究者の能力の活用のための取組

- ① 外国人研究者を採用した場合には、必要に応じて、外国語に堪能な研究者の中からチューターを選任し、一般生活面を含めた助言を行う。

② 国際研究協力協定を締結した海外の研究機関との研究交流への参画等を促進するように努める。

(4) 研究者に占める若年者（37歳以下の者）、女性及び外国人の割合の向上
平成30年4月1日現在、研究所に在籍する研究者等における若年者、女性及び外国人が占める割合は、以下の表のとおりとなっている。

	若年者の割合	女性の割合	外国人の割合
研究者等	10.7%	16.7%	6.0%
常勤者（※）	8.0%	14.7%	5.3%

（※）任期付研究員を含む。

2 卓越した研究者等の確保に関する事項

- (1) 個人業績評価制度による評価結果を、職員の給与や処遇、昇格に適切に反映する。
- (2) 個人業績評価制度に基づき、顕著な業績を挙げたものに対し表彰を行う。
- (3) 研究環境を充実させるため、実験設備等の計画的な整備に努める。

3 研究開発等に係る人事交流の促進に関する事項

- (1) 国内外の大学や研究所、企業等との共同研究や受託研究を積極的に受け入れるよう努める。
- (2) 連携大学院制度等の活用により、研究者を積極的に大学等教育機関に派遣し、人材の育成に協力するよう努める。
- (3) 国際研究協力協定を締結した海外の研究機関、大学等との連携を推進し、研究者の人事交流を促進するよう努める。

4 研究者等の採用に関する事項

- (1) 研究者の採用に当たっては、公募を原則とする。また、卓越した研究者を除き、研究者の採用は、任期付き（3年間）を原則とする。
- (2) 労働者の安全と健康の確保に資する研究所の目的に合致した幅広い知識・経験と可能性を持った人材の採用に努める。
- (3) 優れた高齢研究者の再雇用等に引き続き努める。

5 その他研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する重要事項

- (1) 研究者に対し、博士の学位や公的資格等を取得しやすい環境整備に努める。
- (2) 研究の推進の基礎となる心身の健康を保持増進できるよう相談体制等を整備する。